

先物外国為替取引規定（外貨定期預金用）

令和4年1月1日 改定

私は、貴金庫に預入れた外貨定期預金について、満期日における解約の際に元金もしくは元利金について適用される外国為替相場を確定するため、貴金庫と先物外国為替取引契約（以下「先物取引契約」という）を締結するについては、次の各条項に従うことにします。

第1条 予約の申込み

私が先物取引を締結するに際しては、対象となる外貨定期預金証書を呈示します。

また、先物取引契約に使用する印または署名は、予め貴金庫との外貨定期預金取引に届け出たものを使用します。

第2条 先物取引契約最低額

私は貴金庫が先物取引契約額を当該外貨定期預金の税引き後元利合計額とすることに同意します。

第3条 先物予約取引による債務の履行

1. 私は定期預金を満期日に解約のうえ、先物取引契約による債務を履行します。

2. 私は定期預金の満期日に、貴金庫に定期預金証書及び予約スリップを必ず提出いたします。

万一、私が上記手続きを行わない場合には、貴金庫は外貨定期預金規定にかかわらず、満期日に定期預金を解約のため、私に代わって先物取引契約による債務の履行をして下さい。この場合、定期預金の元金並びに利息を先物取引相場により換算のうえ、円貨代り金を貴金庫にて一時お預り下さい。この場合一時お預り頂く代り金には利息が付利されないことを承諾いたします。この場合、定期預金証書は無効となりますので直ちに貴金庫に返却します。

第4条 先物取引契約の解除、期日の変更

1. 私は貴金庫と締結した先物取引契約の解約または期日の変更は行いません。

万一、やむを得ない事情により、貴金庫の承諾を得て先物取引契約の解約または期日の変更を行う場合には、これにより発生する貴金庫の損害金は私が直ちに貴金庫に支払います。

2. 私は先物取引契約の対象となった定期預金を、その満期日前に解約しません。

万一、貴金庫がやむを得ないと認めて、満期日前に定期預金の解約に応じる場合には、当該定期預金にかかわる先物取引契約は当然に解除されるものとし、これにより発生する貴金庫の損害金は私が直ちに貴金庫に支払います。

第5条 先物取引契約の解除

1. 先物取引契約の対象とした定期預金について仮差押、保全差押または差押の命令通知が發送されたとき、貴金庫からの通知・催促がなくても、この先物取引契約の全部が当然解除されたものとし、私は貴金庫がこの解除により生じた手数料、費用、損害についての債権を取得し、この債権と対象定期預金とを相殺されても異議を申し立てません。以上の場合に適用する為替相場は、貴金庫計算実行時の相場とすることに同意します。

2. 次の各号の一にでも該当し、貴金庫からの通知があったとき、この先物取引契約の全部を解除することができるものとし、私は貴金庫がこの解除により生じた手数料、費用、損害についての債権を取得し、この債権と対象定期預金とを相殺されても異議を申し立てません。以上の場合に適用する為替相場は、貴金庫計算実行時の相場とすることに同意します。

(1) 第7条第1項各号に該当するとき

(2) 第7条第2項各号に該当する行為をしたとき

(3) 第7条第1項の表明・確約に関する虚偽が判明したとき

第6条 先物取引契約の流用の禁止

私はこの先物取引契約を、当該先物取引契約の対象とした定期預金以外の取引に使用しません。

第7条 反社会的勢力の排除

1. 私は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以

下これらを「反社会的勢力」という。)

- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第8条 規定の変更

- (1) この規定は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 ヶ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上